

令和8年1月5日

「申込みのしおり」訂正のお知らせ

この度、令和7年度税制改正により、所得税の「給与所得控除」に関する見直しに伴い、市営住宅事務に係る収入の認定方法が変更となりました。

つきましては、本冊子「申込みのしおり」を以下のとおり訂正いたします。

お手数をおかけいたしまして誠に申し訳ございませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

ページ	該当箇所	訂正前	訂正後
9ページ	ひとり親控除	総所得金額等が <u>48万円</u> 以下の子	総所得金額等が <u>58万円</u> 以下の子
10ページ	70歳以上の同一生計配偶者控除	所得金額が <u>48万円</u> 以下	所得金額が <u>58万円</u> 以下
10ページ	老人扶養親族控除 (配偶者を除く)	所得金額が <u>48万円</u> 以下	所得金額が <u>58万円</u> 以下
10ページ	特定扶養親族控除 (配偶者を除く)	所得金額が <u>48万円</u> 以下	所得金額が <u>58万円</u> 以下

以上

廿日市市営住宅指定管理者
株式会社第一ビルサービス
廿日市営業所
0829-34-1140